

第1回

第二種電気工事士に関する法律

分類：暗記問題

よっちゃんの電工2種講座

www.denkou2.com

第二種電気工事士に関する法律

By よっちゃんの電工2種講座

1、電気事業法

- ①一般用電気工作物
- ②事故の報告

2、電気工事士法

- ①電気工事士法の目的
- ②第二種電気工事士の作業範囲
- ③電気工事士の義務
- ④電気工事士免状の交付者
- ⑤一般人ができる電気工事

3、電気工事業法

- ①電気工事業を始めるには
- ②電気工事業者の義務

4、電気設備技術基準

- ①電圧の種別
- ②屋内電路の対地電圧
- ③臨時配線の施設

5、電気用品安全法

- ①特定電気用品
- ②特定電気用品以外の電気用品

1、電気事業法

Bv よっちゃんの電工2種講座

① 一般用電気工作物

- i 600V以下の低圧で受電している設備
- ii 小出力発電設備で、かつ合計容量50kW未満の設備

小出力発電設備	
太陽電池発電設備	出力50kW未満
風力発電設備	出力20kW未満
水力発電設備 ※1	出力20kW未満
内燃力発電設備	出力10kW未満
燃料電池発電設備	出力10kW未満

※1：平成27年度4月 10kWから20kWに改正

1、電気事業法

By よっちゃんの電工2種講座

② 事故報告

※1

i 事故発生から **24時間以内**に管轄する
産業保安監督部長に報告する

ii **30日以内**に事故報告書を提出する

※1：平成28年度4月 48時間から24時間に改正

2、電気工事士法

By よっちゃんの電工2種講座

- ① 電気工事士法の目的
 - i 電気工事の作業に従事する者の資格および義務を定め、**電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与すること**を目的とする。
- ② 第二種電気工事士の作業範囲
 - i **一般用電気工作物**

2、電気工事士法

By よっちゃんの電工2種講座

- ③ 電気工事士の義務
 - i 電気工事をするときは**電気工事士免状を携帯**すること。
 - ii **電気設備技術基準に適合**するように作業すること。
 - iii **電気用品安全法に適合**する電気用品を使用すること。
- ④ 電気工事士免状の交付
 - i **都道府県知事に申請して交付を受ける。**

2、電気工事士法

Bv よっちゃんの電工2種講座

- ⑤ 一般人ができる電気工事
 - i 電気機器や蓄電池の端子へ、電線をネジ止めする作業
 - ii 電気機器への接地線取付け作業
 - iii 電力量計、電流制限器(アンペアブレーカ)ヒューズの取付け・取外し作業
 - iv 36V以下の配線作業
 - v 電柱の設置、暗きょの設置・変更作業

3、電気工事業法

By よっちゃんの電工2種講座

① 電気工事業を始めるには

i 電気工事業の登録先

営業所が 1 都道府県にある ⇒ 都道府県知事
営業所が 2 都道府県以上にある ⇒ 経済産業大臣

ii 登録電気工事業者の有効期間は5年

iii 登録の廃止や変更は30日以内に 登録先に届け出ること

3、電気工事業法

Bv よっちゃんの電工2種講座

② 電気工事業者の義務

- i 営業所ごとに**主任電気工事士**を置くこと
- ii 電気工事士でないものを電気工事の作業に従事させることを禁止すること
- iii 電気用品安全法の表示がされている電気用品を工事に使用すること
- iv 営業所ごとに**回路計、絶縁抵抗計、接地抵抗計**を備えること
- v 営業所ごとに氏名または名称、登録番号、電気工事の種類、その他の経済産業省令で定める事項を記載した**標識を掲示**すること
- vi 営業所ごとに**帳簿を備え**、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、**5年間保存**すること

4、電気設備技術基準

Bv よっちゃんの電工2種講座

① 電圧の種別

種別	交流	直流
低圧	600V以下	750V以下
高圧	600V超～7000V以下	750V超～7000V以下
特別高圧	7000V超	

4、電気設備技術基準

Bv よっちゃんの電工2種講座

② 屋内電路の対地電圧

- i 定格消費電力 **2 kW未満**の電気機器を
施設する屋内電路は対地電圧 **150V**
以下にすること。
- ii 定格消費電力 **2 kW以上**の電気機器を
施設する屋内電路は下記の条件で
対地電圧 **300V以下**にできる。

2 kW以上の電気機器を対地電圧300V以下で使用するための条件

- 1、人が容易に触れる恐れがないように施設する。
- 2、屋内配線と直接接続する。(コンセントは使えない)
- 3、専用の配線用遮断器を施設する。
- 4、漏電遮断器を施設する。

5、電気用品安全法

Bv よっちゃんの電工2種講座

① 特定電気用品

i 特定電気用品のマーク ⇒



ii 特定電気用品の例

品名	対象仕様
絶縁電線	公称断面積100mm ² 以下
キャプタイヤケーブル	公称断面積100mm ² 以下
ケーブル	公称断面積22mm ² 以下 心数7本以下
コード	すべて
ヒューズ	1A~200A
点滅器	30A以下
開閉器	100A以下
配線用遮断器	100A以下
漏電遮断器	100A以下
小型单相変圧器	500VA以下
放電灯用安定期	500W以下
携帯発電機	30V~300V

5、電気用品安全法

By よっちゃんの電工2種講座

② 特定電気用品以外の電気用品

i 特定電気用品以外の
電気用品のマーク ⇒



ii 特定電気用品以外の電気用品の例

品名	対象仕様
電線管と付属品	
単相電動機	
かご型三相誘導電動機	
ケーブル	公称断面積22mm ² 超~100mm ² 以下心数7本以下
ネオン電線	公称断面積100mm ² 以下
変圧器	
電気ストーブ	
換気扇	
テレビ	

END

よっちゃんの電工2種講座

www.denkou2.com